



平成 28 年第 1 回定例会が、3 月 2 日～14 日にわたって行われました。

新年度予算、条例の改正等の議案 55 件について審議し、いずれも原案のとおり可決しました。

審議された議案のあらましについては、次のとおりです

平成 28 年度予算

		平成 28 年度予算	平成 27 年度予算	前 年 比
一 般 会 計		82億6630万2千円	90億8059万5千円	8億1429万3千円 減
特 別 会 計	国民健康保険事業	17億6554万3千円	19億4047万9千円	1億7493万6千円 減
	後期高齢者医療	1億3379万円	1億3392万円	130万円 減
	介護保険事業	10億5603万9千円	10億6006万1千円	402万2千円 減
	介護サービス事業	4539万4千円	4151万1千円	388万3千円 増
	簡易水道事業	2億8861万8千円	5億7819万7千円	2億8957万9千円 減
	営農用水道等事業	2811万9千円	3422万円	610万1千円 減
	公共下水道事業	5億6329万7千円	7億2646万7千円	1億6317万円 減
	漁業集落排水事業	653万5千円	653万2千円	3千円 増
	風力発電事業	5504万5千円	5415万6千円	88万9千円 増
病院事業会計（収益的収入及び支出）		12億5697万9千円	13億3582万2千円	7884万3千円 減
病院事業会計（資本的収入及び支出）		5773万4千円	5586万8千円	186万6千円 増
合 計		135億2339万5千円	150億4782万8千円	15億2443万3千円 減

主な事業

・地域おこし企業人交流プログラム推進事業

概ね1年以上3年以内の期間で三大都市圏に勤務する大企業の社員を町職員として受け入れ、地方自治体と企業が協力して圏域の地方圏の人の流れの創出を目指す事業です。

・防犯灯LED化改修工事

町内会等が管理する従来型防犯灯をLED灯へ改修し、電気料金や維持管理費の負担軽減を図るものです。

・北渡島檜山4町地域連携推進協議会負担金

協議会を設置し、エリア内の資源を活用した食と観光を切り口とした取り組みによって、構成4町の経済の活性化を図るとともに、事業の実施を通じた域内人材の育成や民間事業者等による連携を促進し、域内ネットワークの構築を目指すものです。

・ふるさとウェディング奨励金

町内で結婚披露宴を開催した場合、招待数に応じて20～50万円の範囲で、経費から会費収入を除いた額の2分の1を奨励金として交付します。

・地域おこし協力隊報酬

地域おこし協力隊は、せたな観光協会に2人、せたな町社会福祉協議会に1人派遣されます。

・ナマコ栽培事業

ナマコ種苗生産の強化に向け、設備の改修や飼育資材・備品を整備し、健苗育成と増産を図るものです。

・新規就農者促進事業

担い手不足が懸念されている農業において、新規就農を目指す研修生の受け入れをするために、宿泊施設2カ所を整備及び研修受け入れ農家に対する補助金（6万円）を交付する事業です。



平成28年度一般会計予算に対して反対・賛成
討論が行われ賛成多数で可決されました

討 論

◎反対討論 石原 広務 議員

まち側が導入している指定管理者制度は2003年の地方自治法改正により創設された制度であります。創設後、総務省や、全国地方自治法関連の研究機関等で運用について調査、研究され課題・問題点が数多く露呈していると報告されています。

各自自治体の現状も、同床異夢、手探りの状態にあるゆえに、提案が必要とし価格競争に偏る危険もあることから、経費削減に関する配点が過大とならないよう留意すべき、指定管理の算定が指定管理制度導入イコールコスト削減でないことに留意すべきである等々の提言が出されています。まちが制度を導入するにあたり、改めて検証が必要であり、町長が認識の間違いを是正しなければ各事業者の人命

費や事業費に影響を与え、労働条件の悪化、サービスの低下を招くほか、高齢者や障害者施設にあつては利用者やその家族に不安を与えるなど、今後のまちづくりにかかせない観光政策においても、指定管理者のモチベーションの低下、働く方々や地域経済にも大きな影響を与えるものであります。

以上の理由により、28年度の予算案に反対の討論といたします。

◎賛成討論 平澤 等 議員

前年対比マイナスの9・0%、金額で8億1429万円減の総額82億6630万2千円は、普通交付税の合併算定替に伴う、やむない金額と認識致します。この中で財政健全化に向けた公債の純減として4億3780万7千円を見込める事は評価したいと思えます。

新事業に各総合支所の長寿

命化改修や町内防犯灯のLED化事業、農業では、新規就農者支援対策、水産では、秋さけ資源対策事業などを盛り込んだすべての事業の完遂を願うところであります。

新生せたな町から11年目を迎えて、行政組織改革やせたな町過疎地域自立促進市町村計画、せたな町人口ビジョン、せたな町創生総合戦略に基づき、理事者、職員が一体となつて、全町民の負託に応える町政執行を希望して賛成討論と致します。

条 例

◎町長等の給与に関する条例の一部改正

◎議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて、本条例の一部を改正しました。

◎職員の給与に関する条例の一部改正

人事院勧告に基づく国家公

務員の給与改定に準じて、せたな町職員の給料月額表等の見直し及び地方公務員法及び地方独立行刑法の一部を改正する法律の施行に伴い、等級別基準職務表等を条例による規定に義務付けられたことから、本条例の一部を改正しました。

◎職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

学校教育法の一部を改正する法律の施行により、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」が新たな学校の種類として制度化されたことから、本条例の一部を改正しました。

◎職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正

地方公務員法及び地方独立行刑法の一部を改正する法律の施行により、人事評価制度の導入による人事管理の基礎としての活用が義務付けられたことから、本条例の一部を改正しました。

◎行政手続条例等の一部改正
行政不服審査法の施行に伴い、行政不服審査制度が改正され、条文との整合性を図るため、本条例の一部を改正しました。

◎手数料条例の一部改正
行政不服審査法の施行に伴い、行政不服審査制度が改正され、提出物の写し等を監査請求人へ交付する際の手数料を新たに規定するため、本条例の一部を改正しました。

◎行政組織条例の一部改正
総合的な行政サービスの提供と効率的な行政運営を図るため、本条例の一部を改正しました。

◎生活館条例の一部改正
老朽化した元浦共同作業所の代替施設として、旧梅花都小学校教員住宅を集会所として活用するため、本条例の一部を改正しました。

◎過疎地域自立促進のための固定資産税の特例に関する条例の一部改正

◎過疎地域自立促進のための固定資産税の特例に関する条例の一部改正

◎生活館条例の一部改正
老朽化した元浦共同作業所の代替施設として、旧梅花都小学校教員住宅を集会所として活用するため、本条例の一部を改正しました。

◎障害者グループホーム条例の一部改正
地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行により、介護保険法が改正されたことに伴う条文の整理及び電気料金の値上げ等に伴う利用者負担の適正化を図るため、本条例の一部を改正しました。

◎介護サービス条例の一部改正
地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行により、介護保険法の一部が改正され、改正後の介護保険法との整合性を図るため、本条例の一部を改正しました。

◎障害者グループホーム条例の一部改正
地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行により、介護保険法が改正されたことに伴う

◎生活館条例の一部改正
老朽化した元浦共同作業所の代替施設として、旧梅花都小学校教員住宅を集会所として活用するため、本条例の一部を改正しました。

◎高年齢者グループホーム条例の一部改正
利用者の費用負担額について、電気料金の値上げ等による利用者負担の適正化を図るため、本条例の一部を改正しました。

◎体育施設条例の一部改正
町民プールの使用時間等の統一化及びせたな町B&G海洋センター艇庫に係る利用種

◎高年齢者グループホーム条例の一部改正
利用者の費用負担額について、電気料金の値上げ等による利用者負担の適正化を図るため、本条例の一部を改正しました。

◎体育施設条例の一部改正
町民プールの使用時間等の統一化及びせたな町B&G海洋センター艇庫に係る利用種

◎高年齢者グループホーム条例の一部改正
利用者の費用負担額について、電気料金の値上げ等による利用者負担の適正化を図るため、本条例の一部を改正しました。

◎議会委員会条例の一部改正
行政組織条例の一部改正に伴い、本条例の一部を左図のとおり改正しました。

総務厚生常任委員会所管事項	産業教育常任委員会所管事項
<ul style="list-style-type: none"> ・総務課 ・まちづくり推進課 ・財政課 ・税務課 ・町民児童課 ・保健福祉課 ・両総合支所 	<ul style="list-style-type: none"> ・農務課 ・水産林務課 ・建設水道課 ・教育委員会 ・農業委員会 ・両総合支所
上記に属する事項	上記に属する事項

諮問

◎人権擁護委員の推薦
任期満了に伴い、次の3名を推薦することについて議会としての意見を求められ、適任として答申しました。

- 北檜山区丹羽32番地5
本田 孝行さん
- 北檜山区北檜山131番地12
東間 美次さん
- 北檜山区若松432番地2
本間 久代さん

その他

◎建物及び土地の無償貸付について
現在、有限会社ビー・ビーファクトリーに無償貸付している町有建物等について、平成28年3月31日をもって契約満了となることから、引き続き無償貸付するため、必要となる議決をしました。

◎檜山管内行政不服審査委員会の共同設置について
行政不服審査法第81条第1項の規定による地方自治法に

より、その権限に属させられた事項を共同で処理するため、檜山管内行政不服審査委員会を設置することから、必要となる議決をしました。

◎檜山広域行政組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部を変更する規約の協議について

檜山広域行政組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について、必要となる議決をしました。

◎過疎地域自立促進市町村計画の策定について

過疎地域自立促進特別措置法の一部改正に伴い、せたな町過疎地域自立促進市町村計画を策定するにあたり、必要となる議決をしました。

◎権利の放棄

(水道使用料・病院使用料)
債権者が死亡・居所不明となつているため、債務の履行が見込めないことから、権利を放棄しました。

◎指定管理者の指定

管理及び運営を、効果的かつ効率的に行わせるため、次の5施設について指定管理者を指定しました。

一、せたな町障害者グループホームのぞみ

・指定管理者となる団体の名称及び所在地
有限会社松神建設

・指定の期間
大成区都463番地1
平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで

二、瀬棚高齢者グループホームあさなぎ

・指定管理者となる団体の名称及び所在地
有限会社ケアステーション
せたな
瀬棚区本町456番地

・指定の期間
平成28年4月1日から
平成31年3月31日まで

三、せたな町営牧場

・指定管理者となる団体の名称及び所在地
新函館農業協同組合
北斗市本町1丁目1番21号
・指定の期間

平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで

四、温泉ホテルきたひやま

・指定管理者となる団体の名称及び所在地
株式会社北檜山観光振興公社
北檜山区徳島4番地16
・指定の期間
平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで

五、国民宿舎「あわび山荘」

・指定管理者となる団体の名称及び所在地
一般財団法人貝取瀬温泉公社
大成区貝取瀬388番地
・指定の期間
平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで



平成27年度補正予算

会計名		今回補正額	補正後の予算額
一般会計(第12号)		1億7198万2千円	98億398万1千円
一般会計(第13号)		209万8千円	98億607万9千円
特別会計	国民健康保険事業	△1億2183万7千円	18億206万1千円
	後期高齢者医療	△19万円	1億3305万5千円
	介護保険事業	△2141万円	10億3955万8千円
	介護サービス事業	32万3千円	425万6千円
	簡易水道事業	△430万7千円	6億493万3千円
	営農用水道等事業	14万5千円	3652万5千円
	公共下水道事業	△4237万4千円	6億8409万3千円
	漁業集落排水事業	△15万円	688万2千円
	風力発電事業	△73万円	5342万6千円
病院事業会計(収益的収入及び支出)		2244万7千円	13億1916万7千円
病院事業会計(資本的収入及び支出)		627万円	9263万2千円

補正の主な内容

- ◎一般会計補正予算(第12号)
 - 情報セキュリティ強化に伴う既存ネットワークの改修及び構築、年金生活者等支援臨時福祉給付費、瀬棚区西大里地区風力発電事業施設建設による立木補償費、米乾燥調整貯蔵施設増強補助金、人事院勧告による給与費の追加等です。
- ◎一般会計補正予算(第13号)
 - 追加提案**
議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正による議員報酬の追加、檜山広域行政組合消防費負担金(人事院勧告による給与の追加)の追加等です。
- ◎国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
 - 一般被保険者療養費国庫補助金等精算返還金等です。
- ◎後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
 - 電算検査システム保守管理業務委託費の精査、後期高齢者医療広域連合納付金確定による減額等です。
- ◎介護保険事業特別会計補正予算(第4号)
 - 人件費の精査による減額、緊急通報サービス履行業務の追加等です。
- ◎介護保険事業特別会計補正予算(第5号)
 - 追加提案**
予算に増減はなく、配食サービス事業に係る財源を入浴サービス業務から振り替えたものです。
- ◎介護サービス事業特別会計補正予算(第3号)
 - 介護職員処遇改善交付金、人件費の精査等です。
- ◎簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)
 - 北檜山区徳島ポンプ場取水流量計取替工事の追加、工事費の精査等による減額です。
- ◎営農用水道等事業特別会計補正予算(第2号)
 - 各施設の維持管理経費や施設整備事業費精査のほか基金への積立金の追加等です。
- ◎公共下水道事業特別会計補正予算(第6号)
 - 人件費精査による減額、施設の維持管理費、下水道整備費の追加等です。
- ◎漁業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
 - 施設の維持管理費の精査による。
- ◎風力発電事業特別会計補正予算(第1号)
 - 施設の維持管理費の精査による減額です。
- ◎病院事業会計補正予算(第4号)
 - ・収益的収入及び支出
・国保病院、両診療所の人件費の精査です。
・資本的収入及び支出
・大成診療所外構工事、車庫新築工事の完了に伴う工事費の精査です。



議会ホームページをご覧ください!!

議会中継や議会の日程、会議録等を随時更新し、最新の議会情報をお知らせしています。

議会ホームページは、下記アドレスを直接入力し、せたな町ホームページから議会のページへ移動するか、せたな町議会で検索していただくことで、ご覧になれます。

<http://www.town.setana.lg.jp/>



町ホームページ左側のPICK UPから町議会をクリック!

